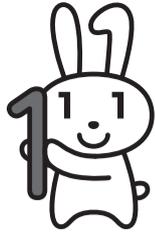


表紙の続き

マイナンバーカードで マイナポイント



情報管理課 ☎0276-47-1948



マイナポイント
とは?

マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約した人を対象にキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイントが付与される仕組みです。

好きなキャッシュレス決済サービスを利用すると、マイナポイント25%(1人当たり上限5000円分)がもらえます。

例えば… **2万円** + **5000円** = **2万5000円**
2万円をチャージした場合 (チャージ金額) (マイナポイント)

※詳しくは総務省HPをご覧ください。

マイナポイントをもらってお得に買い物をしよう!

STEP1

マイナンバーカードを取得

※マイナンバーカードの申請から交付まで1~2カ月程度かかります。

申請は
お早めに!



STEP2

マイナポイントの予約

マイナンバーカード対応のスマートフォンまたはパソコン(ICカードリーダーが必要)からマイナポイントの予約(マイキーIDの発行)をします。

※情報管理課(市役所2階)でも予約できます。

※予約者数が上限に達した場合は、締め切りの場合があります。



▲詳しくはこちら

STEP3

マイナポイントの申し込み

好きなキャッシュレス決済サービスを選び、マイキーIDを登録します。



STEP4

マイナポイントの取得(9月~)

STEP3で選択した決済サービスを利用すると、決済事業者からポイントが付与されます。

STEP5

マイナポイントの利用

決済サービスでお買い物に利用できます。



マイナンバーカードの取得方法

暮らしをベンリに、行政をスマートに。 デジタル社会のパスポート マイナンバーカード

申請にはマイナンバー通知カードに付属している「個人番号カード交付申請書」を利用ください。

※紛失、氏名・住所に変更がある、または印字されていない場合は、市民課(市役所1階)で申請書を再発行してください(運転免許証などでの本人確認が必要です)。

申請方法

- スマートフォン
- パソコン
- 郵便
- まちなかの証明写真機



▲詳しくはこちら



マイナンバーカードの受け取り

交付案内通知が届いたらマイナンバーカード交付会場(市役所1階)へお越しください。

※申請から1~2カ月程度かかります。



マイナンバーカードの問い合わせ
市民課 ☎0276-47-1937

国民年金 免除・納付猶予制度

免除申請

本人や配偶者(別居含む)、世帯主の前年所得が基準以下の場合や失業などの事実がある場合に承認されます。所得に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1の納付が免除されます。

※一部免除の場合、残りの保険料を納めないと免除が無効(未納)となり、受給に必要な資格期間には含まれません。

納付猶予

本人(50歳未満の場合)や配偶者(別居含む)の前年所得が基準以下の場合や失業などの事実がある場合、納付が猶予されます。

承認期間 7月~令和3年6月

※全額免除・納付猶予の該当者は翌年度以降分も継続申請できます(失業などによる申請は除く)。

持ち物 本人確認書類(免許証など)、マイナンバー(通知)カード、印鑑

※失業による申請の場合は離職票や雇用保険受給資格者証などが必要です。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予(50歳未満)される場合があります。

希望者は毎年7月に申請が必要です。過去の分は申請時の2年1カ月前までさかのぼって申請できます。承認された期間は年金の受給に必要な資格期間に含まれます。

新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な場合の臨時特例があります。詳しくは日本年金機構HPを確認ください。

太田年金事務所 ☎0276-49-3716

医療年金課 ☎0276-47-1941

ごみ減量にご協力!

4月のごみ排出量

ごみ量(可燃・不燃・粗大・資源・危険) 6436.48t(家庭系4806.34t、事業系1630.14t)
※1人1日当たりの排出量に換算すると500mlペットボトル容器(約20g) 2.5本分増。

清掃センター ☎0276-31-8153